

借換特例資金

※資金種類：経営安定運転特例資金／経営安定運転特例小口資金

申込期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

限度額

2,000万円^{※1}

本人負担率（年利）

貸付から3年間0%

貸付から3年経過後0.48%（小口資金は0.43%）

資金種類

借換^{※2}
（運転・設備含む）

新規運転資金・新規設備資金のみの利用は不可。

返済期間

7年

（据置1年以内含む）

- ※1 経営安定運転特例資金、新型コロナウイルス感染症対策特例資金（令和4年6月30日廃止）、原油価格・物価高騰等対策特例資金（令和6年3月31日廃止）を利用している場合（それぞれ小口含む）は、その残高と合わせて2,000万円以内
- ※2 借換の対象は、杉並区中小企業資金融資あっせん制度による融資で、信用保証協会による保証付きであり、かつ、申込日現在も区の利子補給が継続しているものです。
- ※3 借換の対象となる融資の返済回数は問いません。また、借換の対象となる融資が据置期間中でもお申し込みが可能です。
- ※4 同一金融機関・同一支店における借換が条件です。
- ※5 ご利用には信用保証協会の保証が必要です。

お問い合わせ先

杉並区産業振興センター
就労・経営支援係（創業・経営相談担当）
〒167-0043 杉並区上荻1-2-1
Daiwa荻窪タワー2階
TEL 03-5347-9182 FAX 03-3392-7052



ご利用いただける方

令和6年3月31日までに並区中小企業資金融資あっせん制度によりあっせんされた融資を受けており、以下に該当している方が対象です。

- ① 杉並区内に主たる事業所（法人の場合は本店登記）を1年以上有する方
- ② 杉並区内において同一の事業を引き続き1年以上営んでいる方
- ③ 申込みをする日までに納付すべき住民税（区市町村民税と都道府県民税）及び事業税（法人の場合は法人事業税と法人住民税）を滞納していない方
- ④ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方
- ⑤ 許認可を必要とする業種においては、その許認可を受けている方
- ⑥ 個人の場合には、主たる収入を事業から得ている方

【経営安定運転特例小口資金は以下7・8の要件も必要になります】

- ⑦ 従業員数が20人（卸売業・小売業またはサービス業（注）は5人）以下であること
（注）宿泊業・娯楽業・旅行業については、従業員数20人以下
- ⑧ 今回の申込分の融資を含めて、信用保証協会の保証付き融資合計残高が2,000万円以下であること

申込に必要な書類等

個人の方

提出書類

- ① 借換特例資金 申込依頼書※
- ② 融資あっせん申込書（個人用）
（第1号様式（甲））
- ③ 所得税確定申告書と決算書（コピー）
- ④ 営業許可証・開設届・資格取得証等
（コピー）

※許認可や資格が必要な業種のみ

- ⑤ 同意書

確認書類（申込時に確認後、お返しします）

- ⑥ 事業主実印の印鑑証明書
- ⑦ 事業主の住民税の納税証明書（2年分）
- ⑧ 個人事業税の納税証明書

持参するもの

- ⑨ 印鑑（実印）

※借換特例資金 申込依頼書について

借換を希望する区制度融資について、金融機関に確認の上、記入してください。

法人の方

提出書類

- ① 借換特例資金 申込依頼書※
- ② 融資あっせん申込書（法人用）
（第1号様式（乙））
- ③ 法人税確定申告書と決算書（コピー）
- ④ 営業許可証・開設届・資格取得証等
（コピー）

※許認可や資格が必要な業種のみ

- ⑤ 同意書

確認書類（申込時に確認後、お返しします）

- ⑥ 法人実印の印鑑証明書
- ⑦ 履歴事項全部証明書
- ⑧ 代表者の住民税の納税証明書（2年分）
- ⑨ 法人事業税・法人住民税の納税証明書

持参するもの

- ⑩ 印鑑（実印）

信用保証料補助について

借換特例資金を受けるにあたって、信用保証料の補助はありません。

また、過去に新型コロナウイルス感染症対策特例資金（小口含む）、原油価格・物価高騰等対策特例資金（小口含む）、創業支援資金に係る信用保証料の補助を受け、本特例資金での借換にあたって信用保証協会からその信用保証料の返戻があった場合は、区に返還していただく必要がございます。

返還手続きについては、区より別途ご案内いたします。